

新型コロナウイルス感染症と 診断された皆様へ

本県では、国の通知に基づき、保健所への届出対象者の限定（緊急避難措置）を実施しているため、届出対象でない方については、保健所からの個別連絡は行いません。そのため、療養上の注意事項など以下の事項について、以下のURLやQRコードから必ずご確認ください。

※届出対象の方については、医療機関からの届出受理後、順次保健所よりご連絡を行います。

療養上の注意 (<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600021.htm>)

- ・療養上の注意について、**必ずご確認ください**をお願いします。
（自宅療養中の注意事項や支援内容などが記載されています。）
- ・同居家族については原則、濃厚接触者となります。



療養上の注意はこちら（↑）

療養期間について（令和4年9月7日～）(<https://logoform.jp/form/8vMX/131785>)

- ・有症状の方は発症日（症状が出現した日）を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。
 - ・無症状の方は、検体採取日を0日目として7日間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。なお、5日目に検査キットにて陰性を確認した場合には、6日目に解除が可能となります。
- ※入院した場合など、一部異なることがあります。



療養期間の確認はこちら（↑）

療養証明書等について (<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600018.htm>)

- ・療養期間終了後の保険会社等への請求のために証明書が必要な場合は、こちらをご確認ください。
三重県療養期間通知書交付センター：059-253-4022（平日9時～17時）



証明書等についてはこちら（↑）

自宅療養中の連絡先について

- ・**療養期間中に症状が悪化した場合**は、かかりつけの医療機関や下記お問い合わせ先へご相談ください。

| | | | | |
|--------------------|--------------|---------------------------------------|--------------|--------------|
| 8:30 ～ 17:15 | 桑名保健所 | 0594-24-3625（平日） 0594-24-3671（土休日） | 伊賀保健所 | 0595-24-8045 |
| | 鈴鹿保健所 | 059-382-8672 | 尾鷲保健所 | 0597-23-3454 |
| | 津保健所 | 059-223-5184 | 熊野保健所 | 0597-89-6115 |
| | 松阪保健所 | 0598-50-0531 | 四日市市保健所 | 059-354-8406 |
| | 伊勢保健所 | 0596-27-5216 | | |
| 17:15～ 翌8:30 | 全県共通（夜間相談窓口） | | 059-224-2644 | |